

盛岡市監査委員告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 23 年 10 月 6 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	武 田 牧 雄
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 上下水道局に係る指摘事項                   |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 総務経営課）

固定資産の廃棄に当たり、決裁を得ていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡市上下水道局財務規程第 97 条に基づき適正に事務処理を行うよう担当者を指導するとともに、所属長の確認を徹底することとした。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

当該決裁については担当者の認識不足により、事務処理に適正を欠いていたものであり、改めて適正な決裁権者に確認、決裁を得た。

今後は盛岡市上下水道局財務規程に定められた事項について職員の認識を徹底し、決裁時において上司も再度確認し、適正な事務の執行に努める。

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 料金課）

- (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (2) 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、勤務区分の誤り並びに勤務時間及び合計時間数の算定誤りにより支給額に誤りがあるものが 6 件見られた。当該手当について追給の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

所属長の決裁を得ていない時間外勤務については、平成 23 年 7 月 29 日までに 2 件 9,977 円の返納を完了した。

勤務区分の誤りにより支給額に誤りがある時間外勤務については、平成 23 年 6 月 10 日に 6 件 6,923 円の追給を完了した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人、決裁権者、庶務担当者によるチェックが不十分であった。

今後は時間外・休日勤務を行う前に決裁を得る旨、職員への周知を徹底し、庶務担当者・副担当者によるチェック体制を整え、再発防止に努める。

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 給排水課）

盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に当たり、登録申請書にはりつけられた収入証紙を消印していないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡市収入証紙条例施行規則（昭和 39 年 5 月 18 日規則第 21 号）に基づく適正な事務を徹底するよう担当職員を指導し、証紙の消印を行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

担当者の注意不足によるものであった。今後は、再発防止のため決裁時の確認を徹底し事務執行に当たってまいります。

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 みず管理課）

- (1) 時間外勤務の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の誤りにより支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

所属長の決裁を得ていない時間外勤務については、平成 23 年 7 月 21 日に 2 件 13,035 円の返納を完了した。

勤務区分の誤りにより支給額に誤りがある時間外勤務については、平成 23 年 7 月 25 日に 1 件 508 円の追給を完了した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人、決裁権者及び庶務担当者の確認不足によるものであった。

所属長の決裁については、所属長が十分に確認を行うとともに、時間外勤務命令を受けた職員が必ず確認することを徹底する。

また、勤務区分の誤りがないよう複数の職員により点検するなど確認体制を整え、再発防止に努める。

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 水道管路課）

時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、勤務区分の誤り及び勤務時間の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 7 件見られた。当該時間外勤務手当及び休日勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

監査の指摘に基づき、当該手当につきまして追給及び返納の手続きを行ないました。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

起案者、決裁権者、庶務担当者によるチェックを行っていましたが、確認漏れがあったものであります。

今後は、時間外勤務にかかる記入方法について指導会を課内で開催するものとし、庶務担当のチェックを月末一回のチェックから決裁毎に行うことを徹底いたします。

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 下水道施設管理課）

業務委託契約に当たり、特記仕様書に定める資格証明に関する書類等を徴取していないものが 5 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

特記仕様書で定めた資格証明に関する書類等を取り寄せた。また、今後このようなことがないように、添付書類の確認を徹底するよう課員を指導した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

契約検査課に平成 22 年度年間単価契約下水道し渣処分業務委託の契約を依頼する際に、契約書に添付すべき書類の内訳について十分な確認を怠っていたことが原因である。今後の事務処理においては、職員全員の認識を徹底するとともに、必要な書類を添付しているか、チェックシート等を作成し職員相互で確認する体制をとることで再発防止に努める。

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 下水道施設管理課）

施設修繕の実施に当たり、決裁を得ていないものが 1 件見られたので適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

管理者に事情を説明したうえで、決裁区分を十分に確認し事務処理を行うよう担当者を指導するとともに、所属長の確認を徹底することとした。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁に係る要件を十分に確認せず、職員の安易な判断により事務処理に適正を欠いていたものである。今後は決裁に係る要件について、職員全員の認識を徹底するとともに、適正な事務手続きが行われているか、チェックシート等を作成し職員交互に確認する体制をとることで再発防止を図る。



23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

##### 1 指摘事項（課名等 下水道施設管理課）

施設修繕の契約に当たり、見積りにおいて代理人氏名の記載がない委任状を受理しているものが 1 件見られたので適正な事務の執行を求める。

##### 2 措置の状況

###### (1) 措置の内容

今後は、見積徴収事務において、委任状に氏名の記載がなされているか確認を徹底するよう課員及び所属長の確認徹底を指導した。

###### (2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

今後は、見積徴収業務において、提出書類の確認を見積徴収事務担当者、修繕・業務委託等の担当者の双方で実施する体制をとることで再発防止に努める。

23 盛水総第 158 号

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山事務所）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 8 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

盛岡市上下水道局公印規程に基づき、公印を適正に使用するよう職員及び公印管理者を指導した。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印を使用する際の手続きについて、職員の安易な判断の下により事務処理に適正を欠いていたものである。

今後は、上下水道局公印規程に基づき、職員全員の認識を徹底するとともに、必要な事務手続きが行われているかを複数の職員で確認することで再発防止に努める。